

平成25年6月27日
国土交通省 東京航空局

東京国際空港不法侵入事案に係る警告書の発出について

平成25年6月3日未明に発生した東京国際空港不法侵入事案については、平成25年6月5日に、当局より株式会社セノンに対して、適格性を欠く警備員の排除等の業務改善指示を行いました。

また、6月11日及び13日には当局による立入検査を実施し、警備員が必要な保安措置を実施していなかったこと、不法侵入が発生した旨の情報が適切に報告されなかったこと、さらには、一部の警備員に空港警備に対する基礎知識が不足していること等が認められました。

警備員に不適切な行為が認められたことに加え、会社としても教育訓練が徹底されていないことが認められたことから、本日、株式会社セノン代表取締役社長に対して、東京航空局長から別添のとおり文書により警告書を発出いたしました。

当局としては、ゲートの侵入防止対策を改善するとともに、業務改善に係る措置が同警備会社において確実に実施されるよう監視を強化し、必要な指導を実施して参ります。

【問い合わせ先】

国土交通省 東京航空局
総務部 安全企画・保安対策課 野崎・西谷
TEL:03-5275-9316

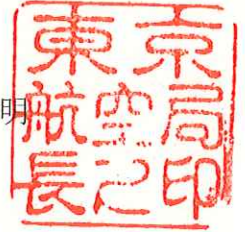
東 空 対 第 37 号
平成 25 年 6 月 27 日

株式会社セノン

代表取締役社長 入間川 幸道 殿

国土交通省

東京航空局長 富田 博明



警 告 書

平成 25 年 6 月 3 日未明に東京国際空港において発生した不法侵入事案については、6 月 11 日及び 13 日に立入検査を実施したところ、貴社警備員により必要な保安措置が実施されなかったこと、不法侵入発生に係る通報が適切にされなかったことが原因であることを確認した。当該侵入者の発見及び排除を遅延させ滑走路の閉鎖を招いたことは、当局との警備請負契約に違反する行為であり、状況によっては重大事案となったことを考慮すると警備会社の責任は非常に重く、誠に遺憾である。

今回の事案においては、当該警備員に空港の警備を担っていることの責任感が欠如しており、かつ、不測の事態の対応を含む教育訓練が徹底されていなかったと言わざるを得ない。

よって、貴社は今回の事態を重く捉え、警備員に対する空港警備の重要性についての啓発及び保安教育訓練の徹底等に努め、同様の事案を二度と起こさぬよう、警告する。

なお、同様の事案が再発した場合は、即時契約解除等の措置を講じることもあることを申し添える。